

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例案要綱

1 制定の理由

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会を設置することとするため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置くこととします。（第 1 条関係）
- (2) 協議会の構成員および定数について定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 協議会に会長を置くこととし、必要な事項を定めることとします。（第 3 条関係）
- (4) 協議会の会議について、必要な事項を定めることとします。（第 4 条関係）
- (5) 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとし、部会について必要な事項を定めることとします。（第 5 条関係）
- (6) 会長は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができることとします。（第 6 条関係）
- (7) 協議会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局で処理することとします。（第 7 条関係）
- (8) この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決めることとします。（第 8 条関係）
- (9) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。